

島根県高齢者施設等防災・減災対策推進事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 県の交付する島根県高齢者施設等防災・減災対策推進事業補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱（平成18年5月29日老発第0529001号。以下「実施要綱」という。）及び補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金交付の目的)

第2条 この補助金は、高齢者施設等の防災・減災対策を推進する施設及び設備等の整備事業（以下「施設等整備事業」という。）の実施により防災体制の強化に資することを目的として交付する。

(補助金交付の対象)

第3条 この補助金は、実施要綱第3の1の（1）による防災・減災等都道府県事業整備計画に基づき実施される次の事業を交付の対象とする。

- 一 既存の小規模高齢者施設等においてスプリンクラー設備等を整備する事業
- 二 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業
- 三 高齢者施設等の水害対策強化事業
- 四 高齢者施設等の防犯対策及び安全対策を強化するために必要な経費を支援する事業

(補助金交付の対象外)

第4条 この補助金は、次に掲げる費用については、交付の対象としないものとする。

- 一 土地の買収又は整地に要する費用
- 二 職員の宿舎、車庫又は倉庫の建設に要する費用
- 三 その他施設等整備事業として適当と認められない費用

(交付額の算定)

第5条 この補助金の交付額は次のとおりとする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- 一 第3条第1号から第3号に掲げる事業の補助額の算定にあたっては、別表の第1欄に定める区分ごとに第2欄に定める対象施設について、第5欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額と、第3欄に定める交付基準単価に第4欄に定める単位の数に乗じて得た額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を補助額とする。
- 二 第3条第4号に掲げる事業の補助額の算定にあたっては、別表の第1欄に定める区分ごとに第2欄に定める対象施設について、第5欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を補助額とする。

(交付の条件)

第6条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- 二 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- 三 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に

報告して、その指示を受けなければならない。

四 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

五 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。納付金の額等については、「厚生労働省所管一般会計補助金に係る財産処分について」（平成 20 年 4 月 17 日老発第 0417001 号）に準じて行うものとする。

六 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

七 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）は、様式第 5 号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の 6 月 30 日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の一部又は全部を県に納付させることがある。

八 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した単価 30 万円以上の財産がある場合は、前期の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しなければならない。

九 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

十 この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄附金配分金の補助金の交付を受けてはならない。

十一 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

十二 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、県が行う契約手続きの取扱いに準拠しなければならない。

（申請手続）

第 7 条 補助金の交付の申請は、様式第 1 号による交付申請書を知事が別に定める日までに提出するものとする。

（変更申請手続）

第 8 条 補助金の交付決定後の事情の変更により、第 6 条第 1 号から第 3 号までの各号に規定する知事の承認を受けようとするときは、あらかじめ様式第 2 号による変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

（事業実績報告書）

第 9 条 事業が完了したときは、事業完了後 1 月を経過した日（中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して 1 月を経過した日）又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、様式

第3号による事業実績報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 この補助金は、知事が必要と認めるときは、予算の範囲内において、概算交付することができる。

2 前項の規定により、概算交付を受けようとするときは、様式第4号による請求書を知事に提出しなければならない。

附則

この要綱は、平成31年 3月11日から施行し、平成30年度の事業から適用する。

この要綱は、令和 1年 6月21日から施行し、平成31年度の事業から適用する。

この要綱は、令和 2年 5月11日から施行し、令和 2年度の事業から適用する。

この要綱は、令和 2年 6月 5日から施行し、令和 2年度の事業から適用する。

この要綱は、令和 2年 8月19日から施行し、令和 2年度の事業から適用する。

この要綱は、令和 3年 9月 3日から施行し、令和 3年度の事業から適用する。

この要綱は、令和 5年 3月 3日から施行し、令和 4年度の事業から適用する。

別表

1. 区分	2. 対象施設	3. 交付基準単価	4. 単位	5. 対象経費	6. 補助率
既存の高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業				左記の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6％に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	
スプリンクラー設備					
1,000 ㎡未満の場合	①軽費老人ホーム (ケアハウス・A型・B型) ②有料老人ホーム ※上記の施設のうち、定員 30 名以上のもの	9,710 円	対 象 施 設 ごと 1 ㎡あたり		10/10
1,000 ㎡未満の場合であつて、消火ポンプユニット等を設置する場合	③宿泊を伴う高齢者施設等のうち、知事が特に必要と認めた施設	9,710 円/1 ㎡と 2,440 千円との合計額	対 象 施 設 ごと		10/10
300 ㎡未満の場合であつて、自動火災報知設備を整備する場合		1,080 千円	施設数		10/10
500 ㎡未満の場合であつて、消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合		325 千円			10/10
高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業	①特別養護老人ホーム ②軽費老人ホーム (ケアハウス・A型・B型) ③介護老人保健施設 ④介護医療院 ⑤養護老人ホーム ※上記の施設のうち定員 30 名以上のもの	知事が認めた額	施設数	3/4	
高齢者施設等の水害対策強化事業	①特別養護老人ホーム ②軽費老人ホーム (ケアハウス・A型・B型) ③介護老人保健施設 ④介護医療院 ⑤養護老人ホーム ※上記の施設のうち定員 30 名以上のもの	知事が認めた額	施設数	3/4	

高齢者施設等の防犯対策及び安全対策強化事業	①特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設（利用定員に関わらない） ②上記以外の老人短期入所施設 ③軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型） ④介護老人保健施設 ⑤介護医療院 ⑥養護老人ホーム ⑦有料老人ホーム ※上記の施設のうち、定員30名以上のもの（①の併設される短期入所施設は除く。） ⑧通所介護事業所 ⑨老人福祉センター（A型・特A型・B型） ⑩老人福祉施設付設作業所 ⑪老人介護支援センター（在宅介護支援センター） ⑫在宅複合型施設				3/4
-----------------------	---	--	--	--	-----